

JPA

Japan Prefabricated Construction Suppliers
& Manufacturers Association

July 2009
vol.38-
234

CONTENTS

02 グラビア

蓄電池が 実現する CO₂ゼロ生活

04 インタビュー

スクール・ニューディール構想に
建築界全体で取り組みを
岡田 恒男

日本建築防災協会・理事長
東京大学名誉教授

09 09年度に向けて

和田勇会長 就任のご挨拶
通常総会を開催
理事会を開催

主な活動 P C建築部会
住宅部会
規格建築部会
教育委員会

Topics

18 平成20年度労働災害発生状況報告
住宅部会労務安全分科会
100棟当たりの災害件数は
昨年から減少し0.30件



社団
法人 プレハブ建築協会

蓄電池によって電力は

時間を超える

太陽光発電などの電力を昼間に
蓄え夜間に消費する

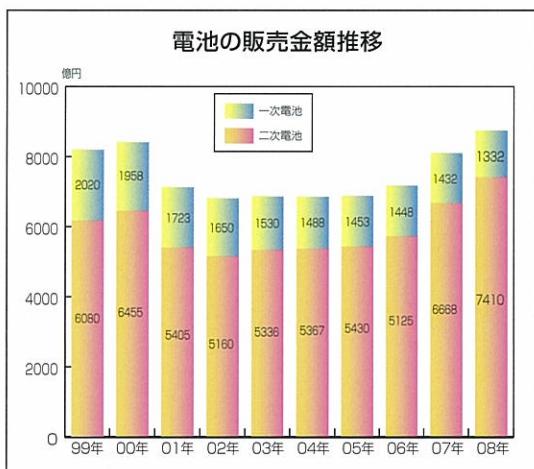
空間を越える

蓄電したクリーンな電力を
持ち運べ使用できる

目的・用途の壁を越える

家庭用の低圧電源で充電した蓄電池を
高出力で使える

家庭のエネルギー利用の形が変わる CO₂ゼロ生活



出典：経済産業省機械統計より作成

電池は、大きく「一次電池」（使い切りの電池）と「二次電池」（充電をすれば繰り返し使える電池＝蓄電池）の二種に大別される。電池の販売数量はここ数年減少傾向にあるが、逆に販売金額では増加を続ける。市場が一次電池から単価の高い二次電池へと移ってきていたためだ。

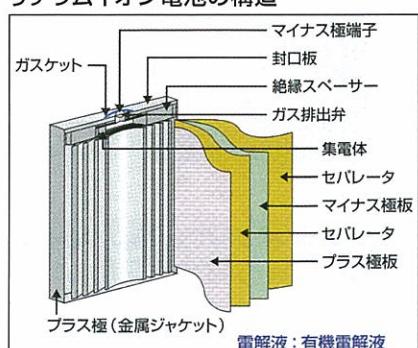
蓄電池の性能とコストの比較

	鉛電池	NaS 電池	ニッケル水素電池	リチウムイオン電池
エネルギー密度	約 35Wh/kg	約 110Wh/kg	約 60Wh/kg	約 120Wh/kg
エネルギー効率	87%	90%	90%	95%
寿命（サイクル数）	4500	4500	2000	3500
kW 単価	15 万円	24 万円	10 万円	20 万円
kWh 単価	5 万円	2.5 万円	10 万円	20 万円

注：エネルギー密度：1kg当たりに蓄電可能な電力量
エネルギー効率：充電を 100 として放電できる効率
サイクル数：1 回の充放電を 1 サイクルとして何サイクル充放電できるかを示す指標
出典：資源エネルギー庁の資料より作成

蓄電池のなかで特に注目できるのがリチウムイオン電池だ。負極に炭素材料、正極にリチウム含有金属酸化物、電解液に有機電解液を用いる。エネルギー密度が高く、充放電エネルギー効率が極めて高い、自己放電が小さい、長寿命を期待できるなどの特徴を持つ。つまり軽くて長持ちするのが大きな特徴だ。

リチウムイオン電池の構造



資料提供：(社)電池工業会

住宅では多くの場所に、さまざまな電池が使われている。パソコンや携帯電話などだけでなく、リモコン、時計、火災警報器などいくつもの電池が使われている。今、社会全体で低炭素化を目指そうというなか、あらためてこの電池が注目を集めている。電池のなかでも一次電池と区分けされる蓄電池だ。

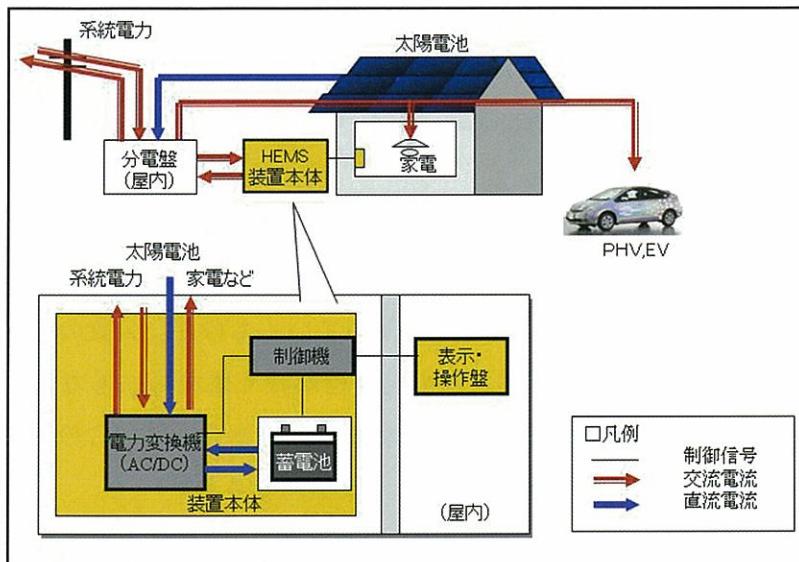
蓄電池は、次世代自動車の動力源として、また、新エネルギーの出力の平準化・安定化を図るなど、重要な機能を担うと考えられている。資源エネルギー庁では「生活や産業のあり方や利便性、環境負荷などを大きく変える可能性を有する」としている。

それでは蓄電池が住宅に入ってきたとき住まいは、生活はどう変わらるのだろうか——その最先端の取り組みを紹介する。

自然エネルギー、深夜電力などを必要な時にいつでも取り出せる

蓄電池が住宅に本格的に導入されようとしている。

蓄電池を備えた住宅は、例えば、比較的安価でCO₂排出量が少ない夜間電力を貯めておいて昼間に利用する、また、太陽光発電システムで発電した電力を夜間や非常時に使うこともできる。つまり、必要な時にいつでも取り出せるように電気を蓄えておくことができるようになるのである。



トヨタ自動車とトヨタホームは家庭向けの「蓄電池を備えたホーム・エネルギー・マネジメント・システム（HEMS）」の開発を進めている。エネルギー使用の「表示」とエアコン・照明等の家電製品の「制御」に加え、蓄電機能を持たせるのがポイント。すでにリチウムイオン電池を使用する一次試作品を完成させており、2011年に実用化のメドをつけ試行販売する考え。プラグインハイブリッド車や電気自動車などとの連携も視野に入れ、「家も車もCO₂ゼロ」の実現を目指す。注：HEMSは、住宅のエネルギー消費機器である複数の家電機器や給湯機器をネットワークでつなぎ自動制御するシステム。



上：蓄電機能を備えたHEMSの概念図
右：リチウムイオン電池を使用した一次試作品
(資料提供：トヨタホーム)



パナソニックの「エコアイデアハウス」（東京都江東区）は、省エネ・創エネ・蓄エネの活用などで、家丸ごとCO₂±0の生活を実現する“くらし提案型ショウルーム”。

ここでは参考出品ではあるが、リチウムイオン電池を採用し燃料電池や太陽光発電を補い、家庭内でのエネルギーの最適利用を提案している。



左上：エコアイデアハウスで提案されているリチウムイオン電池
左下：パナソニックのエコアイデアハウス
(資料提供：パナソニック)

スクール・ニューディール構想に 建築界全体で取り組みを

建築計画的に構造計画を やり直し新しい学校を

先の経済危機対策で打ち出された「スクール・ニューディール構想」が大きな注目を集めている。学校の耐震化とともに工事改修、ICT環境の整備などを進めていくものだ。公立の小中学校の耐震化率は67%。その安全性が強く求められるなか、岡田恒男・日本建築防災協会理事長は、建築界全体がこの問題に取り組むことの重要性を説く。(2009年6月)

**1万棟を緊急改修し
子どもの命を守る**



岡田恒男

昭和
1961年東京大学大学院教科系研究科修士課程修了。東京大学名誉教授。工学博士。元日本建築学会会長。元日本地震工学会会長。

岡田 阪神淡路大震災より以前、公立学校の耐震補強に対する国庫補助は、東海地震対策の対象である強化地域のみでした。一般地域では建替えについては三分の一補助がありました。しかし、耐震補強は自治体がすべて自前で行わなければなりませんでした。ここが大きな不ツクでなかなか耐震補強は進みませんでした。

阪神淡路大震災の折、建築学会の学校建築委員会が調査したところ、少なくとも八一年以降に建てられた校舎で大破したものは一つもありませんでした。このあたりから学

中村 岡田先生は「学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議」における「公立学校施設耐震化推進計画策定WG」の主査も務められました。ここにきて学校の耐震化が大きな注目を集めていますが、その耐震化は、これまでどのように取り組まれてきたのでしょうか。

立学校施設耐震化推進計画策定WG」の主査も務められました。ここにきて学校の耐震化が大きな注目を集めていますが、その耐震化は、これまでどのように取り組まれてきたのでしょうか。

校の耐震化がクローズアップされ、その対策が加速しました。

ちょうど阪神・淡路大震災の年から、耐震改修二分の一

国庫補助が全国で適用されるようになりました。これは大きな一歩ではありましたがあまり二分の一といつても地元の負担は大きい。そこで文部科学省の学校施設整備指針

策定に関する調査研究協力者会議（協力者会議）で、どうすれば耐震化を加速できるかといった議論を始めたのです。実は、当時、耐震上問題がある建物がどれだけあるのか

明確ではなく、内閣府や消防庁、文部科学省などの調査を通じて全容が分かつてきたのが二〇〇三年頃です。「平成十六年度公立学校施設の耐震改修状況調査による耐震化の状況（小中学校）」によると、全体の棟数は約十三万二千棟で、おおよそ三分の一の三万九四万棟が、耐震上問題がある建物でした。

試算したところ、この三分の一すべてを建替えようすると十六兆円もかかってしまうと、そこで協力者会議では、二〇〇五年の「耐震化の推進など今後の学校施設の在

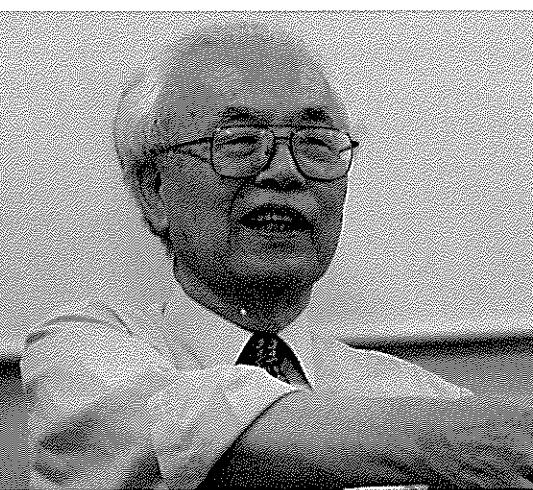
たが、耐震改修で対応してもコストは約三兆円かかります。そこで、この三分の一の三万九四万棟について優先度をつけ、一万棟程度を緊急の対象としました。この一万棟の耐震改修を行うことで、最低限子どもの命を守ることができます。可能な限り積極的に既存施設を活かして耐震補強を実施し、その実施は倒壊、大破する危険の大きいものから優先的に行うということです。

こうしたなか、昨年の改正により二分の一補助が三分の二補助となり、交付税措置なども加えると、自治体の実質的な負担は一三・三%となりました。

中村 まず緊急に一万棟を改修し、最低限の安全を確保しようという考え方ですね。

り方について」で、学校施設整備の基本的な考え方として「全面建替え（改築）から改修（耐震補強）」を打ち出しました。

昔から日本では何か災害があると学校に避難することが当たり前に行われてきました。しかし、実はその使用にはあまり根拠がなく、皆が勝手に使っていたというのが現実です。



学校の耐震化は地域における連帯が重要

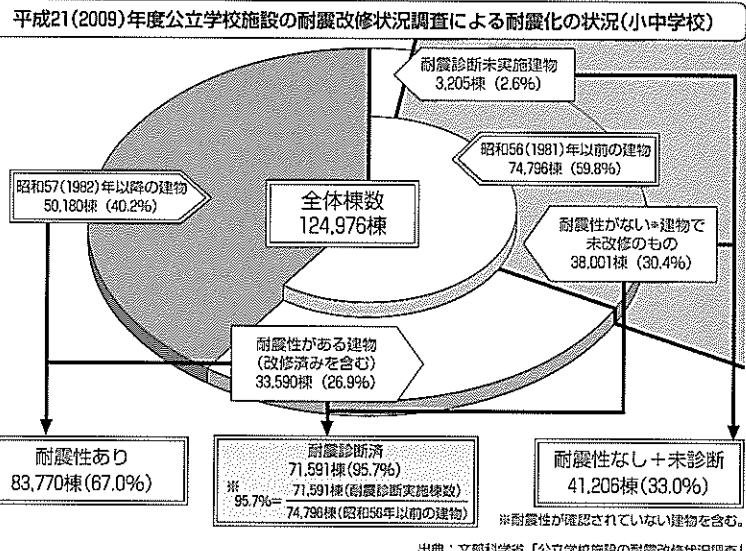
岡田 そうです。学校が安全

な場であるべきなのは、もちろん教育の場であることもそうですが、加えて地域の避難拠点であることも重要な理由です。

この学校を災害拠点とするか否かについては従前から議論が行われ、さまざまな意見がありました。私は、昔から避難所としてその役目を果たしてきたという歴史があり、滅多に起こらない地震のために避難所を作るというわけにもいかないだらうと考えます。何よりも学校は地元の人なら誰でもその場所を知っているという大きな強みがあります。ですから、やはり兼用することをきちんと考えるべきだろ

うと主張し、協力者会議でも本来の教育の場に加えて、コミュニケーションセンター・災害拠点という一本立てを答申しました。

平成21年4月1日現在



これが認められたということが、学校の安全性を高めなければならないという世論を盛り上げるもう一つの要因になつたのだと思います。こうした議論をしているなかで、ある方から「これまでに地震の際に学校で子どもが亡くなつたことはない」と指摘されたことがあります。実はその通りなのです。しかし、調べてみるとここ数十年の間

に起つた大地震の大半は子どもが学校にいない時に起つているのです。最近の宮城、岩手、新潟県中越沖もそうです。これは単に運が良いだけです。

大地震が起つても、住宅と学校と病院、この三つが耐震化されていれば、皆さん安心なのではないでしょうか。

国際会議でも建物の重要度について議論すると色々と意見

岡田 文部科学省の「公立学校施設の耐震改修状況調査」(二〇〇九年四月一日現在)によると、小中学校の耐震診断の実施率は九五・七%、耐震化率は六七・〇%です。

この調査は、文部科学省が毎年、各都道府県の教育委員会に聞き取り調査を実施して公表しているものです。

は出ますが、学校が一番であることとはほとんどの国の方が賛成していただけます。中国・四川の地震でも学校の崩壊が大きなニュースになりました。また、色々な地震後の報道を見ても、学校で授業が再開されたといった話題はトッピニュースとして扱われます。学校に安全を求めるることは万国共通なのです。

耐震診断実施率は67%に 耐震化率は96%

中村 そうした議論や取り組みを通じて学校の耐震化の注目が高まり、先の調査でも耐震診断はずいぶんと進んでいくようですね。

特定期建築物は情報公開が義務付けられています。いたずらに不安をあおることを理由に、まだ公表を躊躇しているところもありますが、私は以前から公表することはプラスになると申し上げきました。

耐震診断の結果が悪かったとしても、それは設計をミスしたわけでも施工が悪かったわけではありません。今、学校を管理している人の責任でもないのです。その当時は皆が良かれと思つていたことが、学問や技術の進歩によつて変わつきました。既存不適格建築物はまさにそれです。

公立学校であれば税金をつて改修を進める話ですから、皆で税金をどこに、どのような使おうかという議論のなかで考えていく話なのです。

たゞ、都道府県ごとの耐震改修結果の数字だけをみると

改修結果の数字だけをみるとデータを読み間違います。以前、木造校舎の不燃化が積極的に行なわれています。

ただ、都道府県ごとの耐震改修結果の数字だけをみるとデータを読み間違います。以前、木造校舎の不燃化が積極的に行なわれています。



的に進められました。その対応が早かつたところは既存不適格の校舎を多く持っているのです。新耐震基準導入後に木造校舎を鉄筋コンクリートに建替えた自治体は古い建物がないため、耐震化率が高く見えるのです。そういう自治体がいくつもあります。

学校の改修は 耐震だけではない

中村 予算も増え、取り組みも進むなかで、ある程度、学校の耐震化は先が見えてきたといつてもよいのでしょうか。

岡田 いや、まだまだですね。差し当たり一万棟を進めていますので、まだ予備軍が三万棟以上残っています。

そして、もう一つ申し上げたいのは、学校の改修に求められているのは耐震性のみではないということです。やはり教育環境の改善を同時に考えなければなりません。どうせ工事をするのであれば耐震だけではなく、校舎の使い勝手やIT環境の整備など、少しでも教育環境を良くするよ

うに改造すべきでしょう。一文字に教室が並んでいるだけで多目的に使えるスペースもないという建物は、最近の教育のシステムに必ずしも適していません。

先頃、「経済危機対策」で「低炭素・循環型社会」を構築するために緊急に実施する施策として「スクール・ニューディール」構想が打ち出されました。ここでは学校耐震化の早期推進だけではなく、太陽光パネルなどのエコ改修や、ICT環境の整備等を一括的に進めていくとしています。

学校全体の改修の一環として耐震補強も一緒にやっていくという動きを建築界全体で取り組んでいけば、建築界の活性化にもつながると思います。建築の分野でいうと設備関係のコストが全体に占める割合が大きく、構造部分の占める割合が低い。それを耐震化しようとしてもトラブルでみればそれほどお金はかからないはずです。

に計画に携わっている方たちに学校建築に興味を持つていただき、総合的に進めていただきたないと考えております。

中村 住宅業界でも耐震改修の促進が求められていますが、なかなか進みません。学校の

の一つのようですが、学校の耐震工事は一般的にどのくらいかかるものなのでですか。

岡田 数億程度ではないでしょうか。一平方メートル当たり十万円弱として、三階建て、十教室程度の普通の小学校ですと一棟当たり三千平方メートル程度ですから三億円程度になると思います。

住宅も学校も、リフォームを行なうときに一緒に耐震改修を行なえばコストも安く済みます。構造の単価とは非常に安いものです。特に住宅でいうと設備関係のコストが全体に占める割合が大きくなり、構造部分の占める割合が低い。それを耐震化しようとしてもトラブルでみればそれほどお金はかからないはずです。

最初の頃は既存のフレームの中に耐震壁を入れる、鉄骨造ならばプレースを入れるといつたものでした。柱のじん性を増やすのに、最初の頃は鉄筋コンクリートの薄いカバーを巻いたりしていましたね。耐震化に関する社会の関心の高まりとともにユーザーの要求のレベルも上がり、例えば、授業を行いながら補強できなかといつたニーズに対応する新たな工法も色々と開発されてきています。

やはり、本来はフレームの

住宅と学校と病院が耐震化されれば大地震でも安心

PC部材はしっかりと検証され、品質は高い

中村 住宅業界でも耐震改修の促進が求められていますが、なかなか進みません。学校の開発され、多くの工法が出てきています。今、ちょうど日本建築防災協会で「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修事例集2009」を刊行し、講習会を実施しているところです。

岡田 今、さまざまな技術があるものがあるのでしょうか。

中村 耐震補強の工法はどのようなものがあるのでしょうか。

岡田 今、さまざまな技術があり、本来はフレームの

中に耐震要素を入れるのが一番安心です。外付けの場合は本当に気をつけて行うべきだと日本建築防災協会でも指針を出しています。新工法を開発するとき、実験を行って安全性を確認しますが、実験にしても計算にしても、ある限られた条件のなかだけのことです。想定外のことに対する安全率のようなものを十分にみながら性能の評価を行い、採用していけば、最近の工法も良いものが多くあると思います。

当協会でも評価業務を行っていますが、それは一つの工学評価に留まります。それをどこに、どのように使うとなると、個別の改修の設計ニーズによって変わります。それは評価を乗り越えた部分です。

評価の結果が大丈夫だといふことであっても、良い使い方をすれば建物としての安全性を確保できますが、変な使い方をすれば問題が生じる可能性があります。工法を実際に使った建築構造技術者の方に十分理解して使ってほしいと

申し上げています。

中村 プレハブ建築協会のP.C建築部会では、例えば、P.C外付けフレーム工法などを提案しています。

岡田 P.Cは接合部が重要です。P.C部材はしっかりと検証されており、補強工法でなくとも品質は非常に高い。ですから接合部をどのように現場に合わせてつくれるかという部分の勝負なのではないでしょうか。それが上手くいつている工法は伸びていくと思っています。

P.Cに限らず、色々な工法が開発され、淘汰が進む中でよいものが残っていくのだと思います。

中村 学校の耐震改修を、もう一歩進めるためには何が足りないのでしょうか。

岡田 繰り返しになりますが、建築分野の色々な方に興味を持つていただき、一緒にこちらの仕事を乗り出してきてほしいと思います。

ただプレースを入れた、壁を足したではなく、もっと良い改修を進めるべきだと思います。例えば、意匠的にはプレースなどを上手にデザインに取り込むことなどが考えられます。

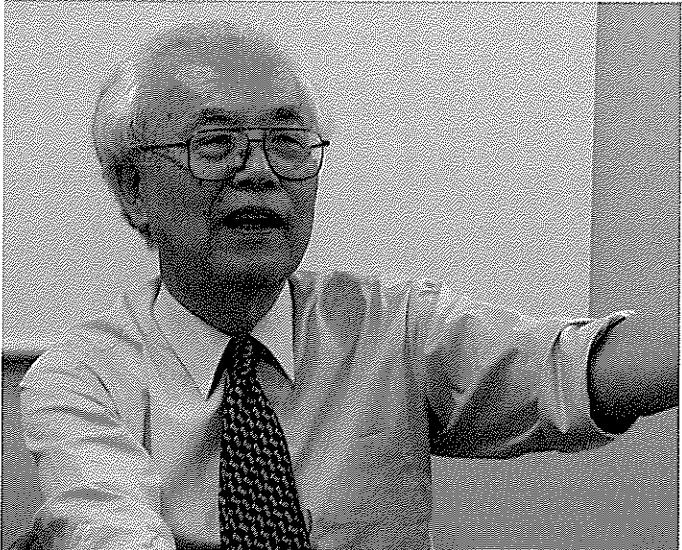
もう一つは平面計画です。耐震改修で一番悪いやり方は、ここなら現在の教育体制に影響がないからこだね震壁を入れましょうといった場合たり的な対応です。むしろ思い切って建築計画的に構造計画をやり直し、教育環境も踏まえた新しい学校に改造していくべきです。

的まとめていくのは建築家がやるべき仕事です。

そういう意味からも建築界全体で取り組むべきだと考えているのです。一部の構造関係の方が中心となつて昔の建物を補強しているだけという風には見てほしくありません。建築界全体の問題として捉え、より良い学校にしていくという動きが出てくることが一番良いことなのだと思います。

協力者会議がまとめた二〇〇三年のレポートでは、学校の耐震化を進める一つの方法として、各市町村の長、財政関係の担当者、教育委員会、地元の建築士、学校関係者などで検討会をつくって下さい」という提案をしました。

このような取り組みを行っている所は非常に上手くいっています。やはりその地域における連帯が重要なのです。



中村



会長
和田 勇
積水ハウス株式会社会長兼CEO

会長就任のご挨拶

会長就任にあたり、ご挨拶申し上げます。

昨年の米国発の金融危機に端を発した世界同時不況により、日本経済が後退局面にあるなか、多くの会社におきましては今までにない厳しい決算を迎えた。経済環境の悪化はにわかに消費動向にも影響を及ぼし、景気低迷が一段と加速することが懸念されています。

平成20年度の新設住宅着工戸数は

103万9000戸となり、建築基

準法改正の影響で大きく落ち込んだ前年度を0・3%上回ったものの低水準に留まりました。先に住団連が実施した住宅景況感調査によります

と、平成21年度の着工戸数は100万7000戸と20年度の着工戸数をさらに下回ることが予測されています。

このような状況下において、今まさに日本経済に求められているのは内需拡大であり、その柱として多く

の産業に影響力のある住宅産業の役割は非常に重要であると考えております。平成21年度税制改正では、過去最大規模の住宅ローン減税に加え、長期優良住宅やリフォーム工事について投資型減税制度が新たに導入さ

れました。さらに経済危機対策では、住宅取得のための贈与税の非課税枠の創設やフラット35の融資率の引上げ等の施策が盛り込まれ、住宅投資の活性化につながるものと大きな期待を寄せております。

6月4日に『長期優良住宅普及促進法』が施行されましたが、今後はこの法律に基づいた政策が幅広く浸透することが極めて重要なとなります。「つくっては壊す」というフロー消費型社会から「良いものをつくり、きちんと手入れし、長く大切に使う」ストック型社会へ、我が国の住宅政策は新しいステージへ移行したといつても過言ではありません。その新

れたプレハブ住宅の担う役割はますます大きなものとなるでしょう。今秋には『住宅瑕疵担保履行法』も施行予定であり、消費者保護の観点からも我が国の住宅政策は大きな転換期を迎えていきます。

また、政府が発表した温暖化ガス排出量削減の中期目標に沿い、居住時の住宅から排出されるCO₂の削減も引き続き取り組むべき重要課題であります。当協会と致しましても、社会的資産となる世代を超えて住み継がれる住まいの形成に傾注するとともに、省エネルギー化を向上させ、環境共生型社会の構築に寄与すべく邁進する所存でございます。

引き続き、各部会・委員会においては調査研究を進め、建築生産の合理化と良質なプレハブ建築の普及促進に努めてまいります。今後とも皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第47回 通常総会開催

5月29日、午後1時30分より、東海大学校友会館（東京千代田区・霞が関ビル35階）にて、第47回通常総会が開催された。

今回も来賓として、坂本努・国土交通省住宅局住宅生産課長、渡邊宏・経済産業省製造産業局住宅産業整備課長をお招きし、議題の審議に先立ち、ご挨拶を頂いた。

総会には正会員40社が出席し、樋口武男会長（大和ハウス工業株会長兼CEO）を議長に、上程された議案を審議し、次のとおり承認・決定された。

記
第1号議案 平成20年度事業報告及び決算報告に関する件
提出原案どおりに承認した。
第2号議案 平成21年度事業計画及び収支予算に関する件
提出原案どおりに承認した。

第3号議案 平成22年度4月・5月暫定事業計画、暫定収支予算に関する件

報告事項 事務所移転の件

専務理事より本部事務所の移転について報告した。

その他
提出原案どおりに承認した。

専務理事より、5月15日開催された理事会にて、会長に和田勇氏（積水ハウス株会長兼CEO）、副会長に樋口武男氏（大和ハウス工業株会長兼CEO）がそれぞれ互選され、6月1日に就任する旨報告があつた。



平成21年度事業計画

少子高齢社会の到来、安全・安心な住宅・建築物への要求の高まり等の経済・社会の動向及び住生活基本計画の推進や長期優良住宅法の施行等ストック重視の住宅政策への転換を踏まえ、社団法人プレハブ建築協会は、住宅・建築界に期待される使命を認識し、建築生産のより一層の合理化と業界の活力ある発展を図り、住宅・建築環境の向上に寄与するため、次の事業を積極的に推進する。

会は、住宅・建築界に期待される使命を認識し、建築生産のより一層の合理化と業界の活力ある発展を図り、住宅・建築環境の向上に寄与するため、次の事業を積極的に推進する。

09年度に向けて

I 提言・要望等		場に係る国外N認定の新たな実施及び認定規程類の改定	
(1) 住宅に対する消費税のあり方をはじめ住宅に係る金融・税制等の住宅・土地対策全般について、関係諸機関に対し積極的に提言・要望を行う。		(1)建築基準法・建築士法等改正への及び認定規程類の改定	
(2) 独立行政法人住宅金融支援機構に対する提言・要望としては、証券化支援業務等を通じて良質な住宅の供給に不可欠な長期・固定・低利の融資が大量かつ安定的に供給されることが可能となるよう制度の拡充を要望する。		(2)既認定工場のサービスバランスの実施	
(3) 建築基準法、住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」という。)に基づく型式認定、製造者認証等の制度について、一層の効率化・合理化が図られるよう関係機関に要望する。		(3) H認定に係る勉強会の開催	
(4) 長期優良住宅認定制度について、品確法の型式認定・製造者認証の活用等による審査の合理化が図られるよう関係機関に要望する。		3 P.C工法施工管理技術者資格認定事業	
II P.C建築部会の活動計画		(1)資格登録者リストの公表	
1 JASS10改定作業への協力		(2)制度の積極的P.Rの展開	
JASS10改定対応特別委員会を設置して社団法人日本建築学会のJASS10改訂作業に協力		4 性能分科会	
2 P.C部材品質認定事業		(1)耐震改修におけるP.C工法活用のための資料作成	
(1) 従来の通常強度に係るN認定、高強度に係るH認定に加え、国外工		(2)長期優良住宅の普及推進	
III 住宅部会の活動計画		(3)住宅性能表示制度の活用推進	
1 法・基準への的確な対応		(4)既存住宅評価・流通システムの検討	
2 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(5)良好な地域環境・まちなみ作り	
3 部会広報誌「E.I.」の発行		(6)既存住宅履歴管理システムの検討	
4 広報		(7)住宅履歴管理システムの検討	
5 プレキャスト建築分科会		(8)既存住宅評価・流通システムの検討	
6 プレストレスト建築分科会		(9)既存住宅評価・流通システムの検討	
7 「環境性能ガイド」の見直し及びホームページ上への掲載		(10)既存住宅評価・流通システムの検討	
8 部会広報誌「E.I.」の発行		(11)既存住宅評価・流通システムの検討	
9 法・基準への的確な対応		(12)既存住宅評価・流通システムの�討	
10 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(13)既存住宅評価・流通システムの検討	
11 法・基準への的確な対応		(14)既存住宅評価・流通システムの検討	
12 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(15)既存住宅評価・流通システムの検討	
13 法・基準への的確な対応		(16)既存住宅評価・流通システムの検討	
14 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(17)既存住宅評価・流通システムの検討	
15 法・基準への的確な対応		(18)既存住宅評価・流通システムの検討	
16 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(19)既存住宅評価・流通システムの検討	
17 法・基準への的確な対応		(20)既存住宅評価・流通システムの検討	
18 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(21)既存住宅評価・流通システムの検討	
19 法・基準への的確な対応		(22)既存住宅評価・流通システムの検討	
20 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(23)既存住宅評価・流通システムの検討	
21 法・基準への的確な対応		(24)既存住宅評価・流通システムの検討	
22 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(25)既存住宅評価・流通システムの検討	
23 法・基準への的確な対応		(26)既存住宅評価・流通システムの検討	
24 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(27)既存住宅評価・流通システムの検討	
25 法・基準への的確な対応		(28)既存住宅評価・流通システムの検討	
26 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(29)既存住宅評価・流通システムの検討	
27 法・基準への的確な対応		(30)既存住宅評価・流通システムの検討	
28 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(31)既存住宅評価・流通システムの検討	
29 法・基準への的確な対応		(32)既存住宅評価・流通システムの検討	
30 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(33)既存住宅評価・流通システムの検討	
31 法・基準への的確な対応		(34)既存住宅評価・流通システムの検討	
32 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(35)既存住宅評価・流通システムの検討	
33 法・基準への的確な対応		(36)既存住宅評価・流通システムの検討	
34 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(37)既存住宅評価・流通システムの検討	
35 法・基準への的確な対応		(38)既存住宅評価・流通システムの検討	
36 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(39)既存住宅評価・流通システムの検討	
37 法・基準への的確な対応		(40)既存住宅評価・流通システムの検討	
38 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(41)既存住宅評価・流通システムの検討	
39 法・基準への的確な対応		(42)既存住宅評価・流通システムの検討	
40 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(43)既存住宅評価・流通システムの検討	
41 法・基準への的確な対応		(44)既存住宅評価・流通システムの検討	
42 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(45)既存住宅評価・流通システムの検討	
43 法・基準への的確な対応		(46)既存住宅評価・流通システムの検討	
44 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(47)既存住宅評価・流通システムの検討	
45 法・基準への的確な対応		(48)既存住宅評価・流通システムの検討	
46 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(49)既存住宅評価・流通システムの検討	
47 法・基準への的確な対応		(50)既存住宅評価・流通システムの検討	
48 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(51)既存住宅評価・流通システムの検討	
49 法・基準への的確な対応		(52)既存住宅評価・流通システムの検討	
50 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(53)既存住宅評価・流通システムの検討	
51 法・基準への的確な対応		(54)既存住宅評価・流通システムの検討	
52 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(55)既存住宅評価・流通システムの検討	
53 法・基準への的確な対応		(56)既存住宅評価・流通システムの検討	
54 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(57)既存住宅評価・流通システムの検討	
55 法・基準への的確な対応		(58)既存住宅評価・流通システムの検討	
56 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(59)既存住宅評価・流通システムの検討	
57 法・基準への的確な対応		(60)既存住宅評価・流通システムの検討	
58 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(61)既存住宅評価・流通システムの検討	
59 法・基準への的確な対応		(62)既存住宅評価・流通システムの検討	
60 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(63)既存住宅評価・流通システムの検討	
61 法・基準への的確な対応		(64)既存住宅評価・流通システムの検討	
62 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(65)既存住宅評価・流通システムの検討	
63 法・基準への的確な対応		(66)既存住宅評価・流通システムの検討	
64 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(67)既存住宅評価・流通システムの検討	
65 法・基準への的確な対応		(68)既存住宅評価・流通システムの検討	
66 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(69)既存住宅評価・流通システムの検討	
67 法・基準への的確な対応		(70)既存住宅評価・流通システムの検討	
68 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(71)既存住宅評価・流通システムの検討	
69 法・基準への的確な対応		(72)既存住宅評価・流通システムの検討	
70 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(73)既存住宅評価・流通システムの検討	
71 法・基準への的確な対応		(74)既存住宅評価・流通システムの検討	
72 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(75)既存住宅評価・流通システムの検討	
73 法・基準への的確な対応		(76)既存住宅評価・流通システムの検討	
74 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(77)既存住宅評価・流通システムの検討	
75 法・基準への的確な対応		(78)既存住宅評価・流通システムの検討	
76 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(79)既存住宅評価・流通システムの検討	
77 法・基準への的確な対応		(80)既存住宅評価・流通システムの検討	
78 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(81)既存住宅評価・流通システムの検討	
79 法・基準への的確な対応		(82)既存住宅評価・流通システムの検討	
80 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(83)既存住宅評価・流通システムの検討	
81 法・基準への的確な対応		(84)既存住宅評価・流通システムの検討	
82 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(85)既存住宅評価・流通システムの検討	
83 法・基準への的確な対応		(86)既存住宅評価・流通システムの検討	
84 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(87)既存住宅評価・流通システムの検討	
85 法・基準への的確な対応		(88)既存住宅評価・流通システムの検討	
86 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(89)既存住宅評価・流通システムの検討	
87 法・基準への的確な対応		(90)既存住宅評価・流通システムの検討	
88 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(91)既存住宅評価・流通システムの検討	
89 法・基準への的確な対応		(92)既存住宅評価・流通システムの検討	
90 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(93)既存住宅評価・流通システムの検討	
91 法・基準への的確な対応		(94)既存住宅評価・流通システムの検討	
92 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(95)既存住宅評価・流通システムの検討	
93 法・基準への的確な対応		(96)既存住宅評価・流通システムの検討	
94 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(97)既存住宅評価・流通システムの検討	
95 法・基準への的確な対応		(98)既存住宅評価・流通システムの検討	
96 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(99)既存住宅評価・流通システムの検討	
97 法・基準への的確な対応		(100)既存住宅評価・流通システムの検討	
98 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(101)既存住宅評価・流通システムの検討	
99 法・基準への的確な対応		(102)既存住宅評価・流通システムの検討	
100 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(103)既存住宅評価・流通システムの検討	
101 法・基準への的確な対応		(104)既存住宅評価・流通システムの検討	
102 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(105)既存住宅評価・流通システムの検討	
103 法・基準への的確な対応		(106)既存住宅評価・流通システムの検討	
104 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(107)既存住宅評価・流通システムの検討	
105 法・基準への的確な対応		(108)既存住宅評価・流通システムの検討	
106 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(109)既存住宅評価・流通システムの検討	
107 法・基準への的確な対応		(110)既存住宅評価・流通システムの検討	
108 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(111)既存住宅評価・流通システムの検討	
109 法・基準への的確な対応		(112)既存住宅評価・流通システムの検討	
110 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(113)既存住宅評価・流通システムの検討	
111 法・基準への的確な対応		(114)既存住宅評価・流通システムの検討	
112 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(115)既存住宅評価・流通システムの検討	
113 法・基準への的確な対応		(116)既存住宅評価・流通システムの検討	
114 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(117)既存住宅評価・流通システムの検討	
115 法・基準への的確な対応		(118)既存住宅評価・流通システムの検討	
116 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(119)既存住宅評価・流通システムの検討	
117 法・基準への的確な対応		(120)既存住宅評価・流通システムの検討	
118 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(121)既存住宅評価・流通システムの検討	
119 法・基準への的確な対応		(122)既存住宅評価・流通システムの検討	
120 桜上水駅前住宅展示場及び新・香		(123)既存住宅評価・流通システムの検討	
121 法・基準への的確な対応		(124)既存住宅評価・流通システムの検討	

(1) 平成19年に発生した新潟県中越沖

地震及び能登半島地震における被

災者用応急仮設住宅の維持管理業

務の推進並びに21年度中の解体の

実施

(2) 平成20年に発生した岩手・宮城内

陸地震及び金沢豪雨災害における

被災者用仮設住宅の維持管理業務

の推進

(1) 東京都住宅供給公社からの委託に

よるH.P.C.造等既存住宅の耐震診

- 断業務及び耐震改修設計業務の推進
- (1) 東京都住宅供給公社からの委託によるH.P.C.造等既存住宅の耐震診断業務及び耐震改修設計業務の推進
- (2) 既存P.C.造建物の耐震診断に関する相談業務、技術支援業務の推進

V 瑕疵担保保険推進委員会

1 平成21年10月の住宅瑕疵担保履

行法の施行に向けた取組み

(1) 特定プレハブ住宅品質委員会を通じたプレハブ3工法に係る設計施工基準等の普及

- (1) 特定プレハブ住宅品質委員会を通じたプレハブ3工法に係る設計施工基準等の普及
- (2) 会誌J.P.A.及びホームページに
し、長期的な視点に立った見直しの実施
- (3) 広報委員会
- (1) 会誌J.P.A.及びホームページに
し、長期的な視点に立つた見直しの実施
- (2) 広報に関する調査・研究の推進(委員会主導の活動に向けた体制整備等、既存資料のデータベース化)
- (3) Eメールを活用した情報提供の推進

平成21年建設事業関係功労者国土交通大臣表彰

郡正直氏に国土交通大臣表彰

常務理事の郡 正直氏（郡リース

（株）社長）が関係団体役員として、業界の発展へ寄与したこと等によつて国土交通大臣表彰を受けられた。

郡氏は、平成12年6月から平成16年5月まで、当協会の規格建築部会長に就任し、宮城県北部連続地震（平成15年7月26日）を始めとする地震や豪雨等の被災者支援として、多くの応急仮設住宅等の供給に尽力を頂いた。

討

VII その他業務

(1) 「住生活月間」事業に協力し、プレハブ住宅の普及に努めるとともに、関係団体との連携を密にし、これらの団体の実施する諸事業に適切に協力する。

(2) 国際会議への参加等を通じて住宅・建築に関する最新情報の発信、収集を行い、国際交流の推進及び

(3) 社会経済情勢に対応して、協会活動を見直すとともに、管理費、事業費等の一層の効率化、合理化を図る。

(4) 平成21年12月末に現在入居している事務所の賃貸借契約の期限が到来するため、本年中に事務所の移転を行う。

会員への情報伝達に努める。

(1) P.C.工法溶接技能者資格認定事業

(2) P.C.工法溶接技能者資格認定事業

(3) 事務取扱い対象保険法人の拡大検査



- 3 特定団体の事業拡大
- (1) 財團法人住宅保証機構における取扱商品の拡大への取組み
- (2) プレハブ工法以外の工法の取扱い検討
- (3) 事務取扱い対象保険法人の拡大検査

- (1) P.C.工法溶接技能者資格認定事業
- (2) P.C.工法溶接技能者資格認定事業
- (3) 事務取扱い対象保険法人の拡大検査

09年度に向けて

5月理事会を開催

1. 5月15日理事会

5月15日、12時10分より、当協会会議室にて理事会を開催し、左記事項を審議、決定した。

記

〔審議事項〕

第1号議案 法人代表者変更に伴う法人新代表者の役員選任に関する件

理事会社の大成建設ハウジング㈱から代表者変更の届出があつたので、定款第13条第1項第2号の規定により、社長の村田誉之氏を理事に選任した。

第2号議案 平成20年度事業報告案及び決算報告案に関する件

原案のとおり、第47回通常総会へ提出することを決定した。

第3号議案 平成21年度事業計画案及び收支予算案に関する件

原案のとおり、第47回通常総会へ提出することを決定した。

第4号議案 平成22年度4月・5月暫定事業計画案及び暫定収支予算案に関する件

原案のとおり、第47回通常総会へ

〔追加議案〕

提出することを決定した。

会長の樋口武男氏から平成21年5月30日にて辞任の申し出があり、定款第13条第1項第3号の規定により、次いで、樋口武男氏を平成21年6月1日より副会長に互選した。

〔報告事項〕
専務理事より、各支部通常総会について報告した。

以上

第5号議案 社団法人プレハブ建築協会瑕疵保証基金の設置及び運用に関する規約の一部改正に関する件

社団法人プレハブ建築協会瑕疵保証基金（平成2年運用開始）について、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の平成21年10月1日施行に伴い、同基金の適用を平成21年9月30日までの引き渡し物件とする規約改正を諮り、原案のとおり承認した。

2. 5月29日理事会

月29日15時過ぎより、東海大学本部事務所の賃借期間が平成21年12月31日に終了することに伴い、事務所の移転について諮り、原案のとおり承認した。

記

〔審議事項〕

第1号議案 法人代表者変更に伴う法人新代表者の役員選任に関する件

理事会社の大和リース㈱から代表者変更の届出があつたので、定款第13条第1項第2号の規定により、社長の森田俊作氏を理事に選任した。

また、定款第13条第1項第3号の規定により、大和リース㈱社長の森田俊作氏を常務理事に互選した。（理事、常務理事への就任は平成21年6月19日）

第2号議案 規格建築部会長決定に関する件

規格建築部会から部会長変更の申し出があつたので、大和リース㈱社長の森田俊作氏を新部会長に決定した。

以上

会員入会概要（平成21年5月15日承認）

賛助会員

㈱欧倫ホーム	代表者	代表取締役 尾崎眞平
	本社所在地	〒465-0085 名古屋市名東区貴船3-206
	事業種目	建築工事の企画、設計、施工、監理 建物、構築物の増築、修繕等
㈱館林	代表者	代表取締役 館林輝義
	本社所在地	〒509-7201 岐阜県恵那市大井町2087-521
	事業種目	集成材の生産販売 土木建築工事の請負業等

主な活動 PC建築部会

PC建築部会の平成20年度の事業報告と平成21年度の事業計画の概要を示す。

■幹事会

幹事会は、平成21年度には、(社)日本建築学会のJASS10改定委員会に委員を派遣するとともに、幹事会に「JASS10改定対応特別委員会」を設置する。

■PC部材品質認定事業

本建築学会のJASS10改定委員会に委員を派遣するとともに、幹事会に「JASS10改定対応特別委員会」を設置する。

■PC構造審査事業

平成20年度は、2件(4棟178戸)の審査を行い、平成21年3月末現在の審査完了総数は125件(156棟1万4408戸)となつた。

また、審査物件の適合判定制度における構造計算審査の簡略化・迅速化を図つた。さらに、一級建築士事務所の「耐震診断調査審査委員会」、性能分科会の「耐震改修検討WG」

H認定の第3回審査を行い、N認定H認定の第3回審査を行つた。H認定は3社4工場、H認定5社5工場に認定書を交付した。今回でN認定は合計34社42工場、H認定は15社16工場となつた。平成21年度は、N認定およびH認定の不定期審査を行うとともに、新たに国外PC工場で製造し国内に持ち込まれる設計基準強度60N/mm以下のPC部材を対象とする

国外N認定の申請受付を開始し、さらに認定取得の全工場についてサバイランスを行う。また、勉強会や講習会を開催する。

35名を認定した。その結果、認定登録者の累計は535名となつた。

■性能分科会

平成20年度は、PC工法による耐震補強工法について比較表を作成し、「JASS10改定対応特別委員会」を設置する。

■PC部材生産分科会

平成20年度は、PC部材製造工場の基盤調査結果を基に538企業、1200工場をリストアップした。

■広報分科会

平成20年度は、部会誌「ENGINEERING INFORMATION」を2回発行した。また、ホームページ運営小委員会に参画した。

平成20年度は、東京会場において講習会および試験を実施し、新たに開催する。

■プレストレスト建築分科会

平成20年度は、プレストレスト建築物実績調査にデータを追加した。

■環境・安全分科会

平成20年度は、「環境性能ガイド」を見直し、検討を行つた。また、PC工場および作業所のパトロールを実施した。さらに、技術研修会を開催した。平成21年度は、前年度の事業を継続するとともに、「環境性能ガイド」の見直しを行い公式ホームページに掲載する。

■広報分科会

平成20年度は、部会誌「ENGINEERING INFORMATION」を2回発行した。また、ホームページ運営小委員会に参画した。平成21年度は、前年度の事業を継続する。

平成20年度は、名城大学への委託実験を継続するとともに、建築確認の中間に、技術資料作成を行つた。平成21年度は、名城大学への委託実験を継続するとともに、建築確認の中間に、完了検査の実態調査を行い、PC工場での対応を検討する。

主な活動 住宅部会

住宅部会の主な活動と各分野での活動を報告する。

「プラン推進会議」を発展的に解消し、新たに部会直下の組織として「プラン推進委員会」を設け、各委員会・分科会の活動を横断的に繋ぎ、全体調整を行う機能を位置づけた。

長期優良住宅普及促進法への対応として技術分科会にて、認定基準設定・手続きなどにつき、国土交通省と密接な意見交換を行い、会員への情報提供に努めた。

特定住宅瑕疵担保履行法への対応として、(財)住宅保証機構より保険引受けの際のプレハブ住宅用「設計施工基準」「現場審査要領」作成業務を受託し、技術分科会・CS委員会にて作成を行った。

夏季ゼミナールを開催し、会員相互の研鑽と交流を実施した。内容は同潤会江戸川アパートメント建替え事例の見学・研修、国交省・日本建築センター・住宅金融支援機構による今後の方針説明と学識経験者による講演会を行った。

【CSに関する活動】

「プレハブ住宅の供給業務管理基準」を5月に改定し、達成状況判断を行った。

【環境に関する活動】

環境行動計画「エコアクション21」を推進し、住宅の生産・供給における目標値を上回る90%以上の達成を確認した。同時に会員のレベルアップを目指し「先進事例発表会」を本年は4回開催した。また、消安法の改正への対応として、「住宅内事故発生時の対応指針」を定め、前述の管理基準に反映を行った。

【技術に関する活動】

長期優良住宅の認定制度に関しては、現在の会員各社の技術レベルを踏まえた要件、現行制度との整合性と合理的な手続きとなるよう国交省と充分な意見交換を実施し、会員各社の事業運営の安定に寄与。

【公的住宅に関する活動】

会社の質問と意見を取りまとめ国交省及び普及センターと意見交換を行い、Q&A形式に集約し会員へ提供。技術基準の作成にかかる活動としては、建築用薄板溶接構造設計施工指針の作成と木質接着複合パネルの構造計算合理化に向けた指針策定について継続して取組みを行った。

また、長期優良住宅との関連で、低層系住宅のPCパネルの耐久性に

関する調査・研究についても取組みを行った。

【低層集合住宅事業に関する活動】

賃貸住宅の維持管理に関する指針

990年比5.2%削減となつた。かかわる総合的な省エネルギー化に努めた。その結果CO₂削減量は1

21」を推進し、住宅の生産・供給に

をまとめた「維持管理マニュアル」を作成し、昨年開設した協会ホームページ内のコンテンツに追加して公開を行つた。

【広報に関する活動】

住宅部会の広報活動強化を目的に、報道関係者見学会を開催し「まちなみ景観評価」に対する理解を促進した。3月には、報道関係者懇親会を開催し、住宅部会の活動内容説明を行った。

【展示場運営に関する活動】

本年度は、広島地区・茨城県つくば地区にて現場安全パトロールを実施。労働災害報告書第11版を作成し会員に配布。

平成21年度事業計画

【公的住宅に関する活動】

本年度は住宅瑕疵担保履行法、省工法の改正、改正建築士法、消防法改正など対応をすべき事項が多くあり、これらへの適切な対応を確実に実行する。加えて「長期優良住宅普及促進に関する法律」が6月から施行されることを踏まえ、「住生活向上推進プラン」を各委員会・分科会・WGの活動指針として積極的に展開するなかで、工業化住宅の優れた先導性をより普及・推進するための努力を行う。

主な活動 規格建築部会

本部会が平成20年度に行つた事業の概要は次のとおり。

1. 規格広報に関する事業

パンフレット「The Stage of Life」(20年度版)を会員、都道府県等へ送付し、諸官庁等への規格建築物の広報を実施するとともに、関係省庁及び各都道府県への説明等を使用する資料を作成した。

2. 災害対策に関する事業

(1) 応急仮設住宅などの供給体制の整備

「応急仮設住宅建設関連資料集(20年度版)」を都道府県等へ送付すると共に、北海道、大阪府をはじめ、11県(岩手、宮城、埼玉、神奈川、新潟、石川、静岡、和歌山、兵庫、岡山、鳥取県)の自治体を訪問して、意見交換等を行った。また、「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」の改訂作業、災害時の緊急連絡のための確認調査等を実施した。

(4) 応急仮設住宅の建設

「岩手・宮城内陸地震」(平成20年6月14日・震度6強)の被災者のための応急仮設住宅を岩手県奥州市に8戸、宮城県栗原市に65戸(談話

会員会社(16社)全員の参加の下、災害時における応急仮設住宅建設の迅速化、円滑化を推進するための図上訓練を実施し、訓練の模様をCD化し会員会社へ配布した。

神奈川県応急仮設住宅建設図上訓練(10月30日・横浜市)、愛知県応急仮設住宅建設模擬訓練(11月17日・碧南市)、千葉県応急仮設住宅供給図上訓練(1月27日・千葉市)、東京都「応急仮設住宅の建設」研修(3月19日・東京都庁)へ参加した。

(3) 地方自治体の防災訓練等への参加

福岡県総合防災訓練(5月25日)、北海道総合防災訓練(8月28日)、東京都・中央区・江東区合同総合防災訓練(8月31日)、宮城県9・1総合防災訓練(9月1日町)、静岡県・静岡市総合防災訓練(9月1日)、長野県総合防災訓練(11月16日)の各訓練へ参加した。

(2) 応急仮設住宅に関する委託事業

(1) 図上訓練の実施と地方自治体の同訓練等への参加
平成21年1月13日、当協会にて、

室2戸含む)を建設した。

また、石川県金沢市の豪雨災害(平成20年7月28日)でも応急仮設住宅を8戸建設した。

設住宅配置計画策定要領」及び「モデル配置計画」を静岡県へ提出・報告した。

平成21年度事業計画

(5) 応急仮設住宅の維持管理及び解体

平成19年に発生した新潟県中越沖地震及び能登半島地震における被災者用応急仮設住宅の維持管理業務の推進並びに21年度中の解体の実施。

平成20年に発生した岩手・宮城内陸地震及び金沢豪雨災害における被災者用仮設住宅の維持管理業務の推進。

(1) 平成21年度応急仮設住宅建設関連資料集の発行

(2) 応急仮設住宅建設・管理マニュアルの見直し

(3) 図上訓練

(4) 地方自治体主催の防災訓練への参画

(5) 4間タイプ及び福祉住宅の標準図の作成等

平成20年11月、建築基準法改正(2007年6月)以後の建築物の構造に関する審査対応するため、主要構造部材に軽量鉄骨を使用したプレハブ建築物の知名度の向上等のためのパンフレット「プレハブ建築について」を発行した。

(2) 応急仮設住宅に関する委託事業

(1) 図上訓練の実施と地方自治体の同訓練等への参加
平成21年3月12日、「静岡県応急仮

09年度に向けて

主な活動

教育委員会

新率は60%）した
ブレハブ住宅コーディネーター資格

認定事業

(1) 平成20年度は、新規講習会(2回)

教育テキストの改訂 ブレハブ住宅コーディネーター教 育テキスト第9版(平成20年4月1)

日改訂) の内容を見直し、第9・2

広報活動 「JPA」ホームページ (<http://>

www.purekyo.or.jp/」報道関係機

み」、「サブテーマを「社会からの信頼・お客様との絆」として、経済産業省の「COSアンケート」の結果報告、会員企業における4件の事例発表、特別講演は三重県松阪市で自動車の

メンテナンスや新車・中古車販売を手がける総合カーディーラーでCS経営を実践されている株式会社ウツドベル代表取締役の鈴木理之助氏にお願いした。308名の参加者があ

り、盛況裡に終了した。

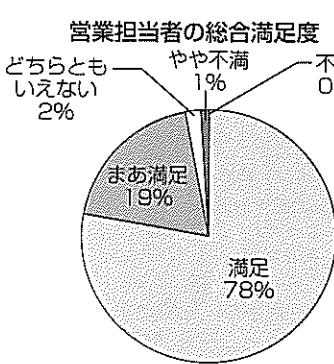
プレハブ建築品質向上講習会（第8回）を、テーマを「『信頼』を繋げる」とし、東京及び大阪で各1回開催する。合計3回の名づけられた

開催した 合計305名の申し込み
があり277名が修了（修了率90・
8%）した。

A pie chart with a single slice representing 100% satisfaction. The slice is filled with a dotted pattern.

滿意
8%

Response	Percentage
両者ともいえない	2%
まあまあ	19%
どちらともいえない	79%



住宅部会労務安全分科会

100 棟当たりの災害件数は昨年から減少し 0.30 件 平成 20 年労働災害発生状況報告

住宅部会労務安全分科会はこのほど、平成20年の住宅部会所属16社（別記）の労働災害発生状況を調査した報告をまとめた。

同報告では、同会員の完成棟数は対前年比 1.9% 減の88,588棟、災害発生件数は同比 10.2% 減の265件となった。100棟当たりの災害件数は昨年減少して0.30件であった。（表1参照）

さらに、災害発生状況の分析から、①作業分類別では「建方」と「内部造作」（全体の48.9%）、②職種分類別では「大工」と「トビ足場」（同45.1%）、③原因別では「墜転落」と「切れこすれ」（同66.4%）が依然として大きなウェイトを占め、それぞれについては今後も安全対策を重点的に講じる必要があるとしている。（表2. 3. 4 参照）

調査の結果概要等は次のとおり。

＜調査対象：住宅部会16社＞

旭化成ホームズ（株）、エス・バイ・エル（株）、三洋ホームズ（株）、積水化学工業（株）、積水ハウス（株）、（株）セレコーポレーション、大成建設ハウジング（株）、大和ハウス工業（株）、トヨタ自動車（株）、トヨタT&S建設（株）、日本ハウス（株）、パナホーム（株）、百年住宅（株）、ミサワホーム（株）、（株）レオパレス21、レスコハウス（株）

表1 年別完工棟数と災害件数の推移

項目	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
企業数	16社	19社	18社	18社
完工棟数	97,300棟	98,838棟	90,293棟	88,588棟
災害件数	243件	324件	295件	265件
100棟当たり 災害件数	0.25	0.33	0.33	0.30

（注）災害件数は休業4日以上で、事業主・一人親方等を含む

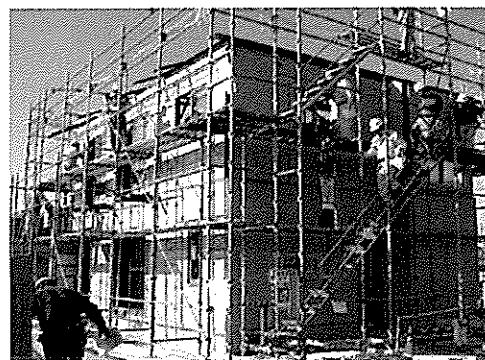


表2 作業分類別災害発生状況

作業別	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
建方	23.0%	17.3%	12.9%	25.2%
内部造作	22.2%	27.5%	19.7%	23.7%
外装	8.6%	6.2%	8.8%	8.3%
基礎	4.9%	7.1%	6.4%	5.6%
外構	3.7%	3.1%	4.1%	4.9%

※平成20年の上位5項目

作業分類別発生状況では第1位が「建方工事」で25.2%、第2位が「内部造作」で23.7%であり、この二つの作業で全体の48.9%を占めている。この傾向はここ数年変わらず、3~4割を占める状況が続いている。

本年の特筆すべきことは、「建方工事」が12.3ポイント、「内部造作」が4.0ポイント増加となったことである。

各々の作業に応じた安全対策を、今後も重点的に推進する必要がある。

表3 職種分類別災害発生状況

職種別	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
大工	32.1%	38.6%	34.9%	36.5%
トビ足場	21.0%	10.2%	12.2%	8.6%
基礎	5.3%	8.0%	6.4%	4.5%
解体	7.0%	4.3%	3.1%	2.6%
防水	2.5%	1.9%	1.0%	2.6%

※平成20年の上位5項目

職種別災害発生状況では第1位が「大工職」36.5%、第2位が「とび足場職」で8.6%。1位と2位は近年と変わりなく、全体の5割弱を占めている。

第1位の「大工職」に対しては、現場での滞在時間が長いこともあり、気の緩みや慣れなどのヒューマンエラー防止の対策が重要である。第2位の「とび足場職」に対しては、有資格者による組立作業の安全基準遵守と高所作業時における作業床、手摺り、安全ネットおよび親綱設置の措置、更に安全帯使用の徹底等が必要である。

表4 原因別災害発生状況

原因別	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
墜転落	48.1%	48.5%	49.8%	46.8%
切れ・こすれ	15.6%	18.8%	18.6%	19.6%
転倒	7.4%	9.6%	8.1%	8.7%
飛来落下	10.3%	1.9%	0.7%	8.3%
車両系建設機械	2.9%	4.0%	3.4%	3.8%

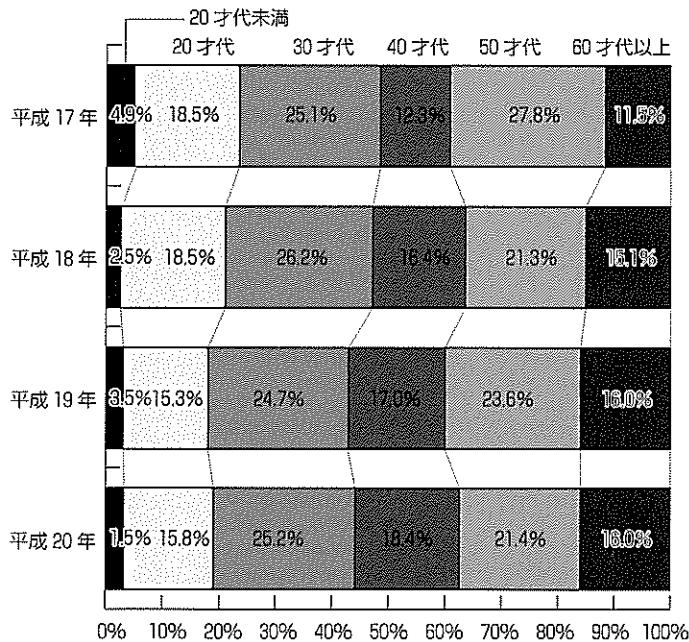
※平成20年の上位5項目

原因別発生状況ではここ数年、二大災害とされる「墜落災害」と「切れ・こすれ災害」が第1位、2位で全体の66.4%を占めている。前年より2.0ポイント減少したが、依然として7割弱を占めている。

「墜落災害」での起因箇所は足場、脚立、開口部、屋根の4箇所で67%を占めている。また「切れ・こすれ災害」の起因物は、丸ノコによる災害が突出しており次いでグラインダー、釘打機の順である。特に「墜落災害」は重篤災害になる可能性が高いので、高所作業における作業床、手摺り、安全ネット等の設置や安全帯使用の徹底が重要である。

この二大災害に対しては抜本的対策の立案とその徹底が急務であり、会員各社共引き続き対策の最重要課題として捉える必要がある。

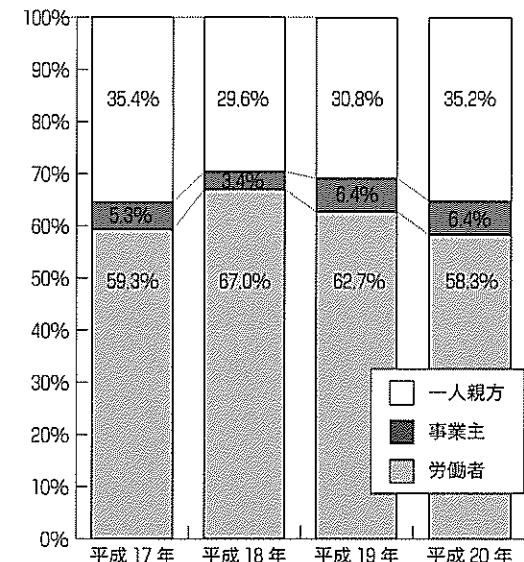
表6 年齢別災害発生状況



年齢別災害発生状況では第1位が30才代、第2位が50才代となっている。

若年労働者はもとより、現場慣れしている熟年労働者に対しても安全意識の一層の啓発が必要である。併せて、現場では作業者の経験年数、年齢、技能等に配慮した作業方法の決定、適正配置等が重要管理項目である。特に、中高齢者と配慮と対策が必要である。

表5 雇用形態別災害発生状況



雇用形態別で見ると住宅業界の特徴でもある一人親方の災害が35.2%、事業主が6.4%で合せて41.6%を占めている。前年に比べると一人親方および事業主の災害が4.4ポイント上がっている。全災害の約4割という現実は軽視できない。

一人親方及び事業主の災害防止活動を進めるにあたっては、元方事業者として責任ある安全衛生管理が重要である。また同時に、きめ細かな思いやりのある指導と支援が必要である。

編集発行人 菊田 利春

編集委員 主査 中 村 孝・広報委員会(ミサワホーム(株))

岩本 敦孝・住宅部会(旭化成ホームズ(株))

菊 池 潤・規格建築部会(コマツハウス(株))

原 徳 三・P C建築部会(安藤建設(株))

篠崎 高臣・教育委員会(トヨタ自動車(株))

戸嶋 猛雄・プレハブ建築協会(事務局)

古口 義徳・プレハブ建築協会(事務局)

編集協力 株式会社創樹社

北海道支部 〒003-8558

札幌市白石区東札幌2条6-8-1

TEL.011-41-3012 FAX.011-831-2221

中部支部 〒460-0008

名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル5階

TEL.052-251-2488(代) FAX.052-261-4861

関西支部 〒540-0032

大阪市中央区天満橋京町2-13 ワキタ天満橋ビル6階

TEL.06-6943-5016(代) FAX.06-6943-5904

九州支部 〒810-0002

福岡市中央区西中洲12-25 岩崎ビル5階

TEL.092-716-3930 FAX.092-716-3930